役務取引等費用	
特定取引費用	
その他業務費用	
事業管理費	
その他経常費用	
貸倒引当金繰入額	
その他の経常費用	
経常利益（又は経常損失）	
特別利益	
固定資産処分益	
負ののれん発生益	
貸倒引当金戻入益	
償却債権取立益	
その他の特別利益	
特別損失	
固定資産処分損	
減損損失	
その他の特別損失	
税金等調整前当年度純利益（又は税金等調整前当年度純損失）	
法人税、住民税及び事業税	
法人税等調整額	
法人税等合計	
少数株主損益調整前当年度純利益（又は少数株主損益調整前当年度純損失）	
少数株主利益（又は少数株主損失）	
当年度純利益（又は当年度純損失）	

（記載上の注意）

1　出資一口当たりの当年度純利益金額又は当年度純損失金額を銭単位で注記すること。

2　1に規定するもののほか、農林中央金庫及びその子会社等の損益の状態を正確に判断するために必要な事項を注記すること。

3　「特定取引収益」及び「特定取引費用」は、農林中央金庫及びその子会社等が農林中央金庫法施行規則第65条その他法令の規定により設けた特定取引勘定に係る収益及び費用について記載すること。

4　「その他の特別利益」及び「その他の特別損失」には、前年度損益修正その他異常な利益又は損失を記載すること。ただし、その額が相当額以下で経常収益又は経常費用に重要な影響を及ぼさない場合には、経常収益又は経常費用に記載することができるものとする。

5　当該事業年度において、合併対象財産（第108条の2に規定する合併対象財産をいう。以下同じ。）の全部に、合併（第74条第3項第1号に規定する合併をいう。以下同じ。）により消滅する信用農水産業協同組合連合会（農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律第2条第2項に規定する信用農水産業協同組合連合会をいう。以下同じ。）における当該合併の直前の帳簿価格を付す合併が行われた場合には、次に掲げる事項を注記すること。

⑴　計算書類に含まれる当該合併に係る信用農水産業協同組合連合会の業績の期間

⑵　当該合併に要した支出額及びその科目名

6　当該事業年度において、合併対象財産の全部に、対価として交付する現金等の時価を付す合併が行われた場合には、次に掲げる事項を注記すること。

⑴　計算書類に含まれる当該合併に係る信用農水産業協同組合連合会の業績の期間

⑵　当該合併に係る信用農水産業協同組合連合会の取得価格及びその内訳

⑶　負ののれん発生益の金額及び発生原因

7　法令等に基づき、又は農林中央金庫及びその子会社等の損益の状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げる科目を細分し又はこの様式に掲げる科目以外の科目を設け、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。

8　総括科目及びその金額は、ゴシック式活字等識別しやすい方法により記載すること。

⑵　連結包括利益計算書

（単位：百万円）

科目	金額
少数株主損益調整前当年度純利益（又は少数株主損益調整前当年度純損失）	
その他の包括利益	
その他有価証券評価差額金	
繰延ヘッジ損益	
為替換算調整勘定	
持分法適用会社に対する持分相当額	
包括利益	
親会社株主に係る包括利益	
少数株主に係る包括利益	

（記載上の注意）

1　連結包括利益計算書を初めて記載した年度においては、その直前の年度におけるその他の包括利益及びその内訳項目並びに包括利益及びその内訳項目の金額を注記すること。

2　法令等に基づき、又は農林中央金庫及びその子会社等の包括利益の状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げる科目を細分し又はこの様式に掲げる科目以外の科目を設け、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。

3　総括科目及びその金額は、ゴシック式活字等識別しやすい方法により記載すること。

4　その他の包括利益の内訳項目は、税効果を控除した後の金額で表示すること。ただし、各内訳項目を税効果を控除する前の金額で表示して、それらに関連する税効果の金額を一括して加減する方法で記載することができる。